

## 赤ちゃん応援臨時特別給付金の申請をお忘れなく

令和2年4月28日以降に生まれた赤ちゃんを対象に、特別給付金を支給しています。

■**対象の赤ちゃん** 令和2年4月28日から3月31日(水)までに生まれ、出生時及び給付金申請日に下野市の住民基本台帳に登録されている赤ちゃん

### ■支給対象者

次のすべてに該当する方

- 対象の赤ちゃんの父または母
- 対象の赤ちゃんの出生時及び給付金申請日に下野市の住民基本台帳に登録されている方
- 対象の赤ちゃんの出生から1年間、下野市に定住することを誓約できる方

■**給付額** 赤ちゃん1人10万円

■**申請方法** こども福祉課に必要書類を提出(郵送可)

### ■必要書類

- 給付金申請書
- 申請者本人が確認できるもの(運転免許証・旅券・マイナンバーカードなど)
- 申請者名義の通帳
- 印鑑(ゴム印を除く)

■**申請期限** 4月30日(必着)

### ■申し込み・問い合わせ先

こども福祉課  
☎(32)8903  
〒329-0492  
笹原26



## 高齢者雇用安定法が改正されます

4月1日(木)から高齢者雇用安定法が改正され、次のいずれかの措置を行うことが事業主の努力義務となります。

- 70歳までの定年引き上げ
- 70歳までの継続雇用制度の導入
- 定年廃止
- 雇用以外の措置(継続的に業務委託契約をする制度など)

詳しくは、ハローワーク小山までお問い合わせください

### ■問い合わせ先

ハローワーク小山  
求人・事業所部門  
☎(22)1524

## 結婚新生活支援事業補助金申請は今月中に

新婚世帯に対し、新居の購入や家賃、または引っ越しに要する費用の一部を助成しています。内容によって申請書類等が異なりますので、申請前にお問い合わせください。

### ■対象者

次のすべてに該当する方

- 令和2年1月1日から令和3年3月31日(水)までの間に婚姻届が受理された方
- 婚姻日において、夫婦ともに34歳以下である方
- 令和2年1月1日以降、婚姻のために下野市に転入した、または市内で転居した方
- 令和元年における所得の合計額が340万未満である方
- 市税を滞納していない方
- 他の公的制度による家賃補助などを受けていない方

■**補助額** 上限30万円

■**申請期限** 3月31日(水)

### ■問い合わせ先

こども福祉課  
☎(32)8903



## 在宅での育児を支援します 育児ママ・パパリフレッシュ利用券



育児ママ・パパリフレッシュ利用券は、乳幼児を在宅で養育する保護者の方が、お子さまを一時的に保育園等に預けられる事業です。

### ■対象者

保育園等(認可外保育施設や児童福祉施設を含む)に入所していない生後3か月~3歳未満の乳幼児と同居し、養育している保護者

### ■利用できる施設

施設名	所在地	電話番号
あおば保育園	薬師寺1584-6	(48)5530
わかば保育園	下古山3025-1	(39)6305
むつみこども園	柴769-25	(32)6733
薬師寺幼稚園	薬師寺1584-2	(48)0132
第二薬師寺幼稚園	祇園4-6-3	(44)9988
愛泉幼稚園	小金井4-12-8	(44)7783
第二愛泉幼稚園	柴1403-12	(40)1155

### ■注意事項

- 申請は、お子さま1人につき1回までです。
- 利用券の利用1回につき、最大4時間までです。
- 初めて利用する施設などでは、事前面接が必要です。
- 当日お子さまの体調がすぐれないときは利用できません。
- 利用券の再発行はできません。
- 利用施設によってはミルク等の料金が別途かかります。
- 保育園等に入所された場合、入所期間中、利用券は利用できなくなります。

■**申し込みに必要なもの** 印鑑

■**申し込み・問い合わせ先** こども福祉課 ☎(32)8903